

平成28年7月から



家庭ごみ分別の一部が変わりました！

家庭ごみ分別の変更点

今まで、「燃やせないごみ」で出していた、「プラスチック製品」、「ゴム製品」、「革製品」が平成28年7月から「燃やせるごみ」になりました。

プラスチック製品



バケツ



ハンガー



洗面器



CD・DVD



ビデオテープ



歯ブラシ



ビニールひも



ボールペン



ストロー



バラン など

ゴム製品



ゴム手袋



長靴



ホース



輪ゴム など

革製品



カバン



革靴

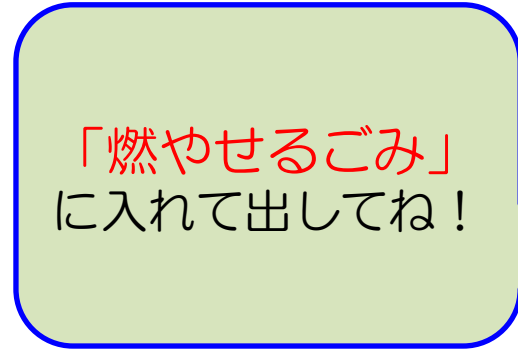


グローブ など

※金属部分は取り除いて



平成28年
7月から



家庭ごみ分別変更の注意点

「プラスチック製容器包装」は、分別の変更はありません！

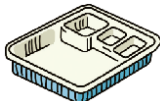
※プラスチック製容器包装とは、商品を入れたり（容器）包んだり（包装）している、中身を消費するといらなくなるものです。継続してリサイクルを行いますので、平成28年7月以降もこれまでどおり黄色の袋に入れて出してください。



菓子袋



シャンプー洗剤等のボトル



弁当ガラ



ペットボトルの
キャップ・ラベル



卵パック など



プラマークがついているものが「プラスチック製容器包装」です。→



裏面へつづく →

分別変更のQ&A

なぜ、分別を変更したの？

・ 神ノ島に西工場を建設し、これまで埋立処分をしていた「プラスチック製品」「ゴム製品」「革製品」の焼却が可能となり、三京クリーンランド埋立処分場の延命化を図れることから分別変更を行いました。また、焼却にあたっては発電などの廃熱利用を行います。

どうして、「プラスチック製品」は焼却して、「プラスチック製容器包装」はリサイクルするの？

・ 「プラスチック製容器包装」は、法律に基づき、メーカー等が費用を負担することで、適正にリサイクルされる仕組みが確立されています。しかし、容器包装以外のプラスチック製品は法に基づくリサイクルの仕組みがないため、焼却することで廃熱利用を図ります。

「プラスチック製容器包装」は、分別の変更はありません！
平成28年7月以降も黄色の袋に入れて出してください！

●このチラシに関するお問い合わせは

長崎市環境部廃棄物対策課 電話：095-829-1159
長崎市環境部中央環境センター 電話：095-846-7374
長崎市環境部東部環境センター 電話：095-830-2137